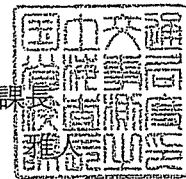


国海査第144号の2
平成20年6月24日

(社) 日本船舶品質管理協会
会長 山田 信三 殿

国土交通省海事局検査測度課

森



危険物船舶運送及び貯蔵規則等の一部改正について

標記について、国際ガスキャリアコード（IGCコード）改正の取り入れを行った危険物船舶運送及び貯蔵規則及び船舶による危険物の運送基準等を定める告示の改正が下記のとおり公布され、平成20年7月1日より施行されることとなっております。

つきましては、別添のとおりこれら改正の概要及び新旧対照表を送付いたしますので、関係各位への周知方宜しくお取り計らい願います。

記

「危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令」

(平成20年6月23日国土交通省令第46号)

「船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示」

(平成20年6月23日国土交通省告示第773号)

以上

「危険物船舶運送及び貯蔵規則」及び 「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」の一部改正について

平成20年6月24日
国土交通省海事局検査測度課

1. 改正の背景・目的

船舶による液化ガス物質のばら積み運送に関しては、国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定された液化ガスのばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則（以下「IGCコード」という。）により、貨物タンクの位置、防火・消防設備等の構造・設備要件が課せられており、我が国においても、IGCコードの規定内容を危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号。以下「危規則」という。）及び船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和54年運輸省告示第549号。以下「危告示」という。）に取り入れて安全規制を実施しているところである。

平成19年1月に、IMOの海上安全委員会（MSC）において、①ばら積みで運送する液化ガスとして新たに2種類の物質の追加、②消火ホースの長さ規定の改正及び③貨物ポンプ室の保護要件の削除等を内容とするIGCコードの改正が採択された。IGCコードは、1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）に基づく強制コードであり、今次改正については、平成20年7月1日に発効することとなっている。

このため、我が国においても液化ガスの円滑なばら積み国際輸送を行うことができるよう、この改正内容を国内法令に取り入れ、現行の危規則及び危告示を改正する必要がある。

2. 改正の概要

IGCコードの改正に伴い、次の改正を行う。

- ① 危告示別表第8の2にジメチルエーテル及び二酸化炭素を追加する。（危告示別表第8の2関係）
- ② 液化ガスばら積み船に設ける消火ホースの長さの規定を、一律33メートル以下から、10メートル以上、かつ、最大の長さを場所によって15メートル以下、20メートル以下又は25メートル以下とする。（危規則第162条第1項第2号ロ関係、危告示新第28条の2関係）
- ③ 液化ガスばら積み船の貨物ポンプ室に係る規定のうち、タンカーに求められている「貨物ポンプ室の保護要件」の準用を行わないこととする。（危規則旧第165条の2削除）
- ④ その他所要の改正（経過措置等）を行う。

3. スケジュール

公布：平成20年6月23日

施行：平成20年7月 1日

危険物船舶運送及び貯蔵規則改正案 新旧対照条文

○危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第六十二条 引火性の貨物を運送する船舶には、次の各号に掲げる要件に適合する二以上の固定式粉末消火装置を貨物区域等の甲板上に備え付けなければならない。ただし、貨物タンクの内容積が一、〇〇〇立方メートル未満である船舶にあつては、その数を一とすることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 消火ホースは、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 告示で定める長さのものであること。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>三、六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>第六十二条 引火性の貨物を運送する船舶には、次の各号に掲げる要件に適合する二以上の固定式粉末消火装置を貨物区域等の甲板上に備え付けなければならない。ただし、貨物タンクの内容積が一、〇〇〇立方メートル未満である船舶にあつては、その数を一とすることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 消火ホースは、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 長さ三メートル以下のものであること。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>三、六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第六十五条の二 船舶消防設備規則第六十八条第四項から第六項までの規定は、引火点が摂氏六一度以下の貨物を運送する総トン数五〇〇トン以上の液体ガスばら積船について準用する。</p>